

奥多摩町小口事業資金融資制度 必要書類一覧

個人の場合

	決算書 申告書	試算表	登記簿謄本	市町村税納税証明書			設備資金			
				町民税	固定資産税	軽自動車税	事業計画書	見積書	カタログ	図面
法人										
個人事業者	○			○	△	△	○	○	△	△
代表者										
保証人				△	△	△				

○…必須

△…該当する場合、必要

- ・必要な納税証明書は市町村税ですので、全て役場または役所にてとれます。
- ・証明書類は3ヶ月以内に発行されたもの。
- ・納税証明書は原本。
- ・決算書・申告書は直近の1期分をコピーで。
- ・固定資産税納税証明書は、不動産を所有していない場合は不要。
- ・軽自動車税納税証明書は、軽自動車・原付などを所有していない場合は不要。
- ・設備資金について、カタログがない場合は購入物についての外観、性能等の概略を事業計画書に明記すること。
- ・機械設置、店舗改装などの場合、図面は必須。
- ・信用保証協会を利用の場合、保証人の書類は不要。
- ・その他、必要に応じて追加書類が必要な場合があります。